

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事及び教育長から平成30年3月6日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成30年5月8日

山形県監査委員 伊 藤 重 成
 山形県監査委員 鈴 木 孝
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
高度技術研究開発センター	収入の調定が適切でないものがある。	調定の事務執行を適正に行うため、調定の際に庁舎管理費等に係る基礎数値のチェックシートを作成し、内部チェック体制の強化を図ることとした。
産業技術短期大学校	支出事務が適切でないものがある。	資金前渡金について、項目別（電気料、上下水道料、電話料等）に資金前渡額、支払額、資金前渡精算額、預金通帳との突合などチェック表を作成し、事務処理に遺漏がないよう整理し、最終的に事務局次長において確実に点検し、再発防止を図ることとした。 会計事務担当者において、監査の結果や会計事務担当者研修会等の内容の情報共有を図り、十分留意し事務執行にあたることとした。
村山教育事務所	支出事務が適切でないものがある。	支出事務の執行にあたっては、納品書の保管場所を定め、業務管理者が進捗状況及び処理の経過等を把握することにより、適正に支払事務が行われるよう業務体制の改善を図った。